

## 名古屋大学学生支援本部学生相談センター相談員（パートタイム勤務職員）の募集について

名古屋大学学生支援本部学生相談センターでは、下記のとおり相談員（パートタイム勤務職員）を募集いたします。

### 記

1. 勤務場所：【雇入れ直後】  
東海国立大学機構名古屋大学学生支援本部学生相談センター（名古屋市千種区不老町）  
【変更の範囲】  
東海国立大学機構が指定する就業場所
2. 募集人員： 相談員（パートタイム勤務職員） 1～3名程度
3. 業務内容：【雇入れ直後】
  - 1) 学生対応に関する教職員からの専用相談窓口業務及び部局連携による学生相談業務
  - 2) 本学学生のメンタルヘルスと修学状況や学生相談に関する解析業務補助
  - 3) その他、学生相談センターに係る業務  
【変更の範囲】  
東海国立大学機構が指定する業務
4. 募集条件：
  - 1) 修士以上の学位を有する方又は修士取得見込みの方
  - 2) 臨床心理士又は公認心理師の資格取得者、又は取得予定の方
  - 3) 心理臨床相談において、一定の経験を有すると認められる方
  - 4) 関係者との連絡調整等を円滑に進めることができる方
5. 勤務条件：
  - 1) 雇用期間：2026年11月1日以降の出来る限り早い日～2027年3月31日  
(雇用更新なし)  
最終雇用は65歳に達した年度の3月31日まで
  - 2) 勤務時間：週1～5日（週4～30時間）勤務  
(勤務曜日及び勤務時間等については平日の9時～17時の間で応相談)  
時間外労働なし
  - 3) 休憩時間：原則12時～13時（1日の勤務時間が4時間を超える場合）
  - 4) 休日：土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
  - 5) 加入保険：週20時間未満の場合：労災保険  
週20時間以上の場合：健康保険（共済組合短期）、厚生年金、雇用保険、  
労災保険
  - 6) 有給休暇：年次有給休暇、リフレッシュ休暇、忌引休暇等
  - 7) 給与：時間給1,855円又は1,909円  
(臨床心理士・公認心理師等の資格の有無に応じて決定)
  - 8) 手当：通勤手当あり（支給要件あり、上限150,000円/月）
  - 9) 受動喫煙措置：原則としてキャンパス内は喫煙禁止
6. 選考方法：書類選考の上、面接を行います。
7. 提出書類：
  - 1) 履歴書（A4版横書き、写真貼付、E-mailアドレス及び勤務曜日・時間の希望を記載のこと。）
  - 2) 心理臨床歴（様式任意）
  - 3) 本学における学生相談についての抱負（最大2,000字、A4版横書き）
  - 4) 推薦者1名の氏名、所属、連絡先（E-mailアドレス、電話番号）
  - 5) 類型該当性の自己申告書

※2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における

管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。様式は以下の URL よりダウンロードください。

URL : <https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/wwaGyWdqnEpB4K>

※封筒に「学生支援本部学生相談センター相談員応募書類在中」と朱書の上、下記の提出先に（簡易）書留で郵送してください。

提出先：〒464-8601 名古屋市千種区不老町  
名古屋大学教育推進部学生支援課 担当：前田  
電話（052）789-5396

8. 応募期限：2026年11月13日（金）午後5時必着

10月16日（金）以降、随時選考を行い、採用者が決まり次第、募集を締め切ります。

9. 問合せ先：学生支援本部学生相談センター長 鈴木 健一

E-mail [suzuki.kenichi.s9@f.mail.nagoya-u.ac.jp](mailto:suzuki.kenichi.s9@f.mail.nagoya-u.ac.jp)

10. その他：①本学では、女性教員比率向上のためのポジティブ・アクションを実施しています。

<https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/declaration/positiveaction/>

②面接のための交通費は、自己負担とします。

③応募書類は原則として返却しません。あらかじめご了承ください。

④提出いただいた書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。

⑤本学は、採用選考、就職説明会、インターンシップ、教育実習その他の求職活動等において、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するための取組を行っています。採用担当者等による性的な言動その他の不適切な行為があった場合は、下記相談窓口へご相談ください。相談したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

ハラスメント相談センター：<https://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/>

11. 募集者：国立大学法人東海国立大学機構